

経営者保証に関する ガイドラインへの対応について



三井住友信託銀行

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

1. 当社の経営者保証に関するガイドラインへの対応方針について

当社は「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守してまいります。

当社は「経営者保証に関するガイドライン」の公表以前より、お借入の際に個人保証をご提供いただく場合は、ご契約時に、保証に関するお客さまのご意思を慎重に確認させていただくなどの対応に努めてまいりました。

2013年12月に経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当社は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備しております。

当社では、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則った保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実かつ柔軟に対応するよう努めております。

2. ガイドラインの活用状況について

『経営者保証に関するガイドライン』の活用状況について、以下の通りご報告いたします。

	2015年10月 ～2016年 3月	2016年 4月 ～2016年 9月	2016年10月 ～2017年 3月
新規に無保証で融資した件数	746件	727件	825件
新規融資件数	1,529件	1,710件	1,693件
新規融資に占める経営者保証に 依存しない融資の割合	48.8%	42.5%	48.7%

※経営者保証に関するガイドラインに基づく、中小企業者のお客様が対象となります。
中小企業者には個人事業主向け事業者ローン(長期のアパートローン等)を含みます。

※「新規に無保証で融資した件数」、「新規融資件数」の両方について、既存借入の借換を含みます。